

五條市立西吉野中学校 いじめ防止基本方針

1. 学校の方針

いじめは、被害者の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このことから、本校では、すべての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことができない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

2. 具体的な対応

(1) 未然防止

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識のもと、すべての生徒を対象に、未然防止に努める。その基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を養い、主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団づくりを目指す。

(2) 早期発見

いじめは、教師や大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装っている場合があるなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、些細な兆候があっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、見逃すことなくいじめを積極的に認知する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その場合、本校の「いじめ早期対応の手立て」に沿って全教職員の共通理解のもと支援・指導を行う。特に、被害者生徒を守り通すとともに、加害者生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、保護者の協力、関係機関、専門機関と密接に連携して取り組む。

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条より」

いじめ早期対応の手立て

五條市立西吉野中学校

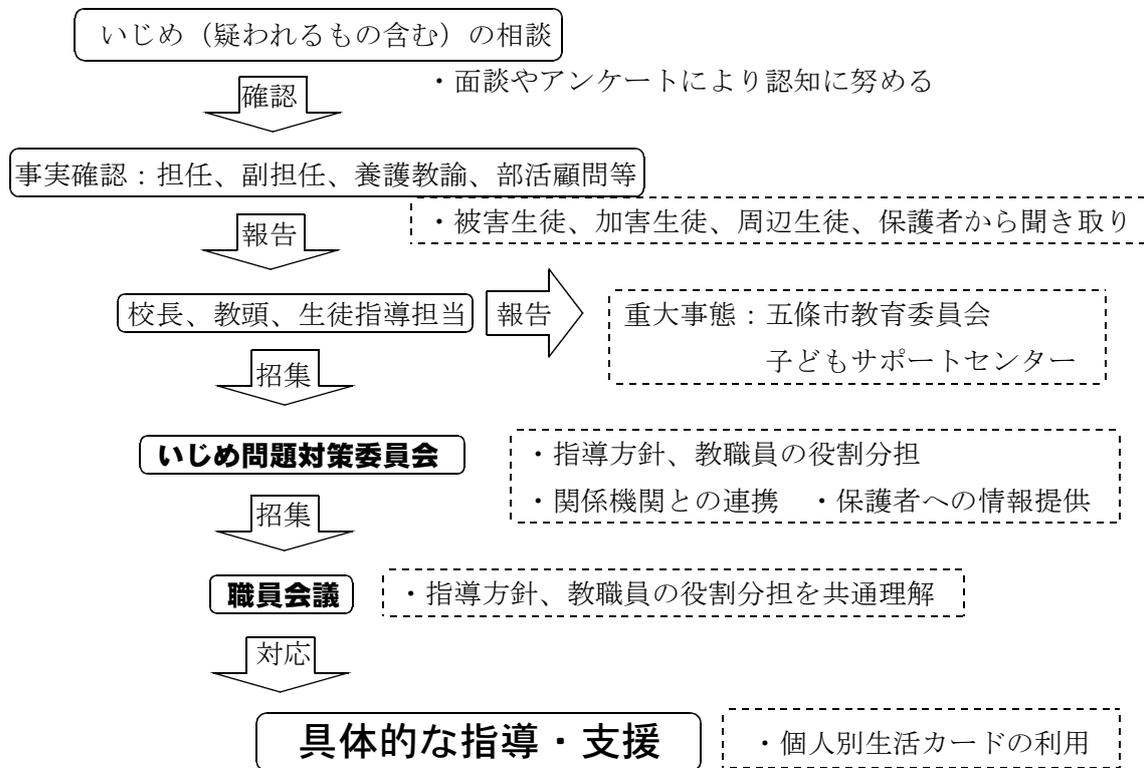
組織名 「いじめ問題対策委員会」

校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導副主任、人権教育担当、養護教諭、担任

委員会の仕事

- いじめの防止、早期発見、早期対応などいじめへの組織的な対応を行う。
- 全職員で共通理解を図り、報・連・相・記録を確実にを行い総合的な対策を行う。

《 組織対応の流れ（フロー図） 》



被害者への支援	加害者への指導	傍観者への支援・指導
共感的に受け止める 被害者の立場に立つ	毅然とした態度で いじめは許さない姿勢	傍観者も加害者である みんなで守るという姿勢
<ul style="list-style-type: none"> ・心の痛みを理解する ・身体、金品の被害状況 ・カウンセリングの必要性 ・警察への届けの意志 ・保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・行った行為の心理状況 ・被害者の感情理解 ・カウンセリングの必要性 ・保護者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の心の痛み ・傍観者が被害者や加害者にもなる ・カウンセリングの必要性